

滋賀県環境審議会 水・土壌・大気部会 議事概要

- 開催日時
平成 24 年 7 月 9 日（月） 14:00～16:30
- 開催場所
滋賀県庁東館 7 階 大会議室
- 出席委員
猪飼委員、小栗委員（代理）、笠原委員、上総委員（代理）、亀田委員、
作見委員、佐山委員（代理）、清水委員、長尾委員（代理）、中西委員、
西田咲子委員、西田佐知子委員、藤井委員
（全 17 委員、出席 13 委員、欠席 4 委員）
- 議題
 - (1) 1, 4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について（審議）
 - (2) 平成 23 年度公共用水域水質測定結果について（報告）
 - (3) 平成 23 年度大気汚染状況測定結果について（報告）
 - (4) 第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告）
 - (5) その他
- 部会長の選出
委員の互選により、藤井委員が選出されました。

1, 4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について（審議）
事務局から説明後、質疑等はありませんでした。

平成 23 年度公共用水域水質測定結果について（報告）
事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【上総委員(代理)】 資料 4 のスライド 20 において、融雪水の影響を受けて、りんおよび SS が高くなっている地点があるとの説明でしたが、融雪水の影響だとすると、姉川沖ももっと高くなると思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 3 月の調査日の前日に、まとまった雨が降ったため、河川からの負荷量が大きくなったこと、水温および気温が上がったために融雪水が流入したことが、全りんおよび SS が上昇した原因と考えていま

す。姉川沖は水深が 45m と非常に深いですが、それより南の東岸部の水深は 7m～9m と浅いため、河川の影響を受けやすくなっています。このことは、河川と琵琶湖の電気伝導度や塩化物イオン濃度を比較し、東岸部が河川の影響を受けていることを確認しています。

【笠原委員】 資料2の19頁の河川のBODのグラフには、環境基準値が記載されているため見やすくなっていますが、20頁以下のグラフには環境基準値が記載されていませんが、いかがでしょうか。また、資料全体を通して、例えば「リットル」の表記が小文字で表記されていたり、大文字で表記されていたりしています。単位の表記を統一された方が良いのではないのでしょうか。

【事務局】 河川の環境基準値については、湖沼と異なり、全窒素や全りんは設定されておりません。したがって、20頁以下のグラフには環境基準値が記載できない状況にあります。単位の表記につきましては、今後、統一するよう対応させていただきます。

【藤井部会長】 資料2の24頁のグラフについても、19頁以降と同様、採水地点図があると分かりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 今後、そのように改善させていただきます。

□ 平成23年度大気汚染状況測定結果について（報告）

事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【笠原委員】 環境基準の達成状況は概ね改善されてきたと思いますが、光化学オキシダントが基準を達成していないことについては、全国的にもほとんどが未達成という状況ですので、評価方法自体の問題もあるかと思えます。ただ、国が定めた評価方法に従って評価しているわけですので、仕方がないという感じはします。

SPMも、「2日連続での基準超過がない」という縛りがあるために年間評価としては基準未達成の地点もありましたが、実際の環境そのものは大分改善され、よくなっていると思います。

一方、新たに基準が定められた微小粒子状物質PM_{2.5}については、日本各地でも基準達成することが厳しい状況のようですので、今後の行政課題としては、これをいかに改善していくかに重点が置かれるのではないかと思います。

もう一点、これは質問なのですが、光化学オキシダント注意報の発令基準というのが（要綱に）示されていますが、この中で、「オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件から見て、その濃度が継続すると認められるとき」と書かれていますが、滋賀県の場合は、「継続すると認める。」ということ、どこが

判断してるのでしょうか。

【事務局】

滋賀県の場合は、琵琶湖環境科学研究センターが判断をすることになります。基本的には測定値を基に判断してはいますが、例えば日没や強風など気象条件により明らかに光化学オキシダントが上昇しないことが見込まれる状況であれば、そういうことも一定考慮して発令の判断をするといった意味合いで、このような表現になっています。ただ、気象条件だけを根拠として発令を行わないということは、実例としては、あまりないと思います。

【笠原委員】

他の地域での話ですが、最終判断する責任者が代わるとその判断も変わってしまうという話を聞いたことがあるのですが、この点について、滋賀県では継続性がある考え方を基に運用されているのでしょうか。

【事務局】

注意報発令については、内部手続き的には要綱等に基づき担当者が判断し、所属長の決裁を得るということにはなりますが、明文化された判断基準だけで機械的に判定されてしまうというより、最終的には人が気象条件等も勘案した上で判断するかたちにはしているということです。

【笠原委員】

ありがとうございます。

□ 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告）

事務局から説明後、以下の質疑等がありました。

【藤井部会長】

資料6の2頁の水質目標値において、対策を講じない場合は講じた場合より増加する形になっていますが、この結果はシミュレーション結果からでしょうか。

【事務局】

シミュレーション結果でございます。

【藤井部会長】

この値を見ると、まだまだ対策は不十分だというように見えますが、シミュレーションですから、基準年をどこでとるかで、上がった、下がったりすると思います。

なぜ、りんが若干増えているのでしょうか。

【事務局】

湖沼計画は環境基準点での評価となっており、局所的な水域の状況に強く影響される面があるためだと思います。